平成２１年（フ）第６６４号
金沢市湊１丁目55番10、商業登記簿上の本店所在地金沢市湊２丁目37番地２
債務者　株式会社メイバン
代表者代表取締役　舟津　常一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直善
4　破産債権の届出期間　平成22年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前11時30分
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６６５号
金沢市湊１丁目55番10
債務者　株式会社伝長
代表者代表取締役　舟津　常一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直善
4　破産債権の届出期間　平成22年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前11時50分
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７７４号
愛媛県松山市本町３丁目３番28号
債務者　株式会社ミック
代表者代表取締役　高橋　昭男
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後３時30分
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４０１号
釧路市芦野３丁目15番11号
債務者　有限会社魚正小野商店
代表者代表取締役　小野　正利
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午後２時45分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第６８３号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕2000番地の１
債務者　久保田建材工業株式会社
代表者代表取締役　久保田政道
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釘島　伸博
4　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前10時45分
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４０号
石川県七尾市和倉町ヨ部91番地１
債務者　大井　義嗣
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀　秀行・浮田　美穂
4　破産債権の届出期間　平成22年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午後４時
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２０１号
広島県三原市沼田西町小原200番82
債務者　広島県東部鮮魚冷凍魚事業協同組合
代表者代表理事　礒根　　礒一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大名　　浩
4　破産債権の届出期間　平成22年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７２２号
滋賀県高島市マキノ町白谷267番地２
債務者　株式会社野田建設
代表者代表取締役　野田　平嗣
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　則夫
4　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月９日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９０号
新潟市東区中山２丁目６番１号
債務者　株式会社Ｔ・Ｋ企画
代表者代表取締役　時田　一行
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　髙志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後３時45分
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１７１号
愛媛県宇和島市明倫町３丁目２番８号　サントノーレ明倫201号
債務者　酒井　憲治
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年４月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１８７号
山口県大島郡周防大島町大字土居708番地
債務者　波戸　敏之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年３月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３４７４号
神奈川県横須賀市芦名２丁目16番22号
債務者　穂積　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　左部　明宏
4　破産債権の届出期間　平成22年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月24日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４７号
千葉県八街市雁丸77番地12
債務者　林　　英樹
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月２日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第６７８号
千葉県松戸市馬橋525番地の８
債務者　鈴木　信幸
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤谷　竜児
4　破産債権の届出期間　平成22年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部